

原子力委員会の所掌事務と業務における課題
「原子力利用に関する政策に関すること」(設置法第二条第一号)
(うち信頼醸成について)

平成25年9月11日
内閣府

1. 事務の具体的内容

1995年のもんじゅナトリウム漏えい事故の発生を受け、国民の間に原子力に対する不安や不信が高まる中、福島、新潟、福井の3県の知事から、1996年に、核燃料リサイクルのあり方など今後の原子力政策の基本的な方向について、改めて国民各界各層の幅広い議論、対話を行い、その合意形成を図ること等、いわゆる「三県知事提言」が内閣総理大臣、科学技術庁長官及び通商産業大臣に提出された。

これを踏まえ、原子力委員会は、国民各層から幅広い参加を求め、多様な意見を今後の原子力政策に反映させることを目指し、原子力政策円卓会議を設置(別添7-1)した。円卓会議は、1996年、1998年及び1999年の3年にわたり、23回開催され、原子力政策に関する提言を行った。

さらに、原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図り、市民との信頼関係を確立するための方策を検討するために、市民参加懇談会を設置(別添7-2)し、2001年から2009年にかけて、全国各地で18回にわたって開催(別添7-3)した。

2005年の原子力政策大綱の策定にあたっては、5回にわたって「原子力政策大綱(案)に対するご意見を聴く会」を全国各地で開催(別添7-4)し、策定中の原子力政策大綱(案)について、原子力委員が国民から直接意見を聴くなどの取組を行った。

福島第一原子力発電所における中長期措置に関しても、2012年3月と7月に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に基づく取組の進捗状況について福島の皆様に説明し、ご意見を伺う会を開催した。

2012年末には、国民の信頼醸成に向けた取組について(見解)(再掲)のをまとめるとともに、現在、福島県におけるリスクコミュニケーションの課題について、在住の方からご意見を伺っている。

また、政策の審議・決定等に当たり、原子力委員会は、一般に開かれた形で定期的に委員会を開催し、原子力政策の透明性確保に資するとともに、資料及び議事録のHP公開等の情報公開、随時、HPにおけるご意見・御質問の募集、メルマガによる情報発信に努めている。

2. 活動の成果

- 原子力政策に関する信頼醸成、理解増進の実施。合意形成の在り方に関する検討
(別添 7-1)原子力政策円卓会議の設置について(1996)
- (別添 7-2)市民参加懇談会の設置について(1996)
- (別添 7-3)地方市民参加懇談会の概要
- (別添 7-4)原子力政策大綱(案)に対するご意見を聴く会の概要

3. 課題等

- ・自らも、会議を公開し、主要な決定に際しては、意見公募を行い、その一環として国民のご意見を聞く会を開催してきた。……利害関係者に対して意見交換を求めていることを国民と共有するために、こうした取組みは重要であると考えている。(近藤原子力委員長見解)
- ・原子力委員会もしくは後継組織の事務局の中立性確保が必要。

原子力政策円卓会議の設置について

平成8年3月15日
原子力委員会決定

1 目的

我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する国民各界各層の多様な意見を今後の原子力政策に反映させ、原子力の研究、開発及び利用についての国民的合意形成に資するため、原子力政策円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

2 審議事項

我が国の原子力の研究、開発及び利用に係る政策の基本に関する事項

3 運営等

- (1) 円卓会議の出席者については、国民各界各層から幅広く参加を求める。
- (2) 円卓会議は、出席者による対話形式により実施するものとする。
- (3) 円卓会議の議事運営を円滑に行うため、モデレーターとして有識者若干名を委嘱する。
- (4) 円卓会議の議事及び議事録は、これを公開する。
- (5) 円卓会議は、東京以外の地においても開催するものとする。
- (6) その他円卓会議の構成、運営等に関し必要な事項は、原子力委員会が別途定める。

市民参加懇談会の設置について

平成13年7月 3日
平成19年4月24日(一部改訂)
原子力委員会決定

1. 目的

「原子力政策大綱」(平成17年10月14日閣議決定)は、原子力政策の円滑な実施にあたり広聴活動を国民、地域社会との相互理解を図る活動の出発点に位置付け、それにより得られた意見等を踏まえて、広報や対話の活動を進めていくべきとしている。

また、公聴会や意見募集を行い、政策決定過程への国民参加の機会を用意することに誠実に取り組むことを求めているところ。

このため、原子力委員会の下に「市民参加懇談会」を設置し、原子力政策の決定過程における市民参加の拡大及び、国民の理解をより一層促進することとする。

2. 活動内容

原子力政策における国民の参加や原子力政策に関する国民の理解を促進するため、国民から直接意見を伺う懇談会の開催及びその効果的な実施のための調査検討を行う。また、原子力委員会が行う原子力政策の策定や評価に活用するため、懇談会の開催を通じて把握した国民の意見及び国民参加の促進のための知見を、適宜報告する。

3. 構成

別途定める。

4. その他

懇談会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

「地方市民参加懇談会」の概要について

1. 概要

2002年1月から2009年2月にかけて、原子力委員会の下に設置された市民参加懇談会が開催した。計18回の開催で、延べ約2,900人の参加者があり、その中の約150名の方々から直接御意見を伺い、原子力政策大綱や専門部会報告書の審議等の参考とした。

市民参加懇談会は、原子力政策の決定過程における市民参加の拡大を通じて、国民の理解をより一層促進することを目的として、2001年7月に原子力委員会の下に設置された(2007年4月、活動内容の一部見直し)。学識経験者、ジャーナリスト、オピニオンリーダー等の多様な立場の方々により構成され、原子力政策策定への市民参加拡大を目指した方策を企画・検討し、地域での懇談会を、原子力施設立地地域と電力消費地の双方において開催した。

2. 開催実績(全18回)

- | | | | |
|--------------|---------|--------------|----------|
| ①H14. 1. 15 | 新潟県刈羽村 | ②H14. 7. 24 | 東京都千代田区 |
| ③H14. 11. 19 | 東京都渋谷区 | ④H15. 3. 15 | 青森県青森市 |
| ⑤H15. 6. 28 | 福井県敦賀市 | ⑥H15. 10. 14 | 埼玉県さいたま市 |
| ⑦H16. 3. 27 | 東京都中央区 | ⑧H16. 5. 22 | 福島県富岡町 |
| ⑨H16. 10. 29 | 大阪府大阪市 | ⑩H17. 9. 26 | 福岡県福岡市 |
| ⑪H17. 10. 5 | 静岡県御前崎市 | ⑫H18. 3. 11 | 兵庫県姫路市 |
| ⑬H18. 9. 29 | 北海道札幌市 | ⑭H18. 12. 6 | 島根県松江市 |
| ⑮H19. 10. 29 | 神奈川県横浜市 | ⑮H20. 1. 21 | 富山県富山市 |
| ⑰H20. 6. 2 | 京都府京都市 | ⑰H21. 2. 15 | 鹿児島県鹿児島市 |

3. 募集要領

(1) パネリスト

各回のテーマに沿った専門家等を企画会議において選出した。専門委員からの提案のほか、開催地の自治体等から推薦される場合もある。

(2) 事前に依頼する発言者

各回のテーマに沿った発言希望者を1ヶ月程度募集し、希望者の中から、意見内容の重複、男女比、都道府県、年齢等を考慮して、企画会議において討論し、選出した。

(3) 会場参加者

往復ハガキ、FAX、電子メールのいずれかにて参加を受け付けた。

4. 会場参加者からの意見発表者の選出

会場内の意見発表を希望する方に挙手を求め、その中から指名し、意見を伺った。

「原子力政策大綱(案)に対するご意見を聴く会」の概要について

1. 概要

2005年8月、原子力委員会に設置した「新計画策定会議」において取りまとめられた「原子力政策大綱(案)」に対して、原子力委員が国民から直接意見を聴くことを目的として開催した。なお、これと並行してパブリックコメントの募集も行った。

計5回の開催で、延べ963人の参加者があり、その中の126名の方々から直接御意見を伺い、パブリックコメントの意見と合わせ、原子力政策大綱の審議等の参考とした。

2. 開催実績(全5回)

- H17. 8. 18 青森県青森市
- H17. 8. 19 福島県福島市
- H17. 8. 22 佐賀県佐賀市
- H17. 8. 24 福井県福井市
- H17. 8. 26 東京都千代田区

3. 参加者募集要領

ハガキ、FAX、電子メールのいずれかにて参加を受け付けた。原子力委員会 HP、内閣府 HP 及び e-Gov に掲載のほか、政府公報、開催地地元紙広告、チラシ及びポスターの作成・配布を実施した。

4. 参加者からの意見発表者の選出

会場内の意見発表を希望する方に挙手を求め、その中から指名し、意見を伺った。

